

株式会社名古屋銀行

めいぎんポジティブインパクトファイナンス

実施体制

公表日：2022年1月11日

ESG推進室

担当アナリスト：税所さやか

格付投資情報センター（R&I）は名古屋銀行のめいぎんポジティブインパクトファイナンスの実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF原則）に適合していることを確認した。R&Iは名古屋銀行が提供した情報とR&Iが実施した手続きの範囲において、実施体制における業務プロセスはPIF原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

## 1. 評価対象

### (1) 経営戦略におけるサステナビリティ

名古屋市を中心に愛知県全域に展開する地域銀行。中小の製造業で顧客基盤に厚みがある。戦後復興期に相互扶助の考えに基づき愛知県の産業振興を目指し創業して以来、「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを社として発展してきた。史上最大級の自然災害で知られる伊勢湾台風のときに顧客のために奔走して地域からの信頼、信用を得たことは、自行の存在意義を示す象徴的な出来事として行員に語り継がれている。このような精神を土台に低成長の経済環境下での銀行のあり方を見つめ直し、顧客とともに持続可能な共創のサイクル実現を目指す「未来創造業」というコンセプトを打ち出している。

2020年4月から2023年3月までの3年間を計画期間とする第21次中期経営計画「未来創造業への進化」では、「未来創造業への進化を支える経営管理」をベースとする「顧客本位の営業体制の整備」「人材の育成」「テクノロジーの活用」を戦略に掲げる。21年10月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同を表明するとともに「サステナビリティに関する基本方針」を制定。22年1月には変革期にある自動車業界を支援する既存組織を再編して「自動車サプライチェーン支援室」を設置、サステナビリティに関するガバナンス体制を強化するために「サステナビリティ推進室」を新設し、戦略に沿って経営管理を強化している。

17年に発行手数料の一部を学用品の寄贈に充てることから始めた寄贈型の私募債の取り扱いを継続するとともに、営業店を通じてSDGs宣言策定支援コンサルティングを展開するなど、顧客にSDGsへの理解を広げている。21年11月には経営にサステナビリティの目標を組み込む顧客を支援する融資商品「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」の取り扱いを開始。名古屋銀行はSDGsの達成と収益向上を両立する考え方を顧客と共有して持続可能な地域社会の形成を目指す。この取り組みをさらに推進するため、本部主導でSDGsの観点を事業性評価に取り入れ発展させることにより、SDGs宣言に続く次のステップに進む企業を支援するポジティブインパクトファイナンス（PIF）の実施体制を構築する。

### (2) インパクトファイナンスの業務管理体制

取締役頭取を委員長としたサステナビリティ委員会を設置して、名古屋銀行グループ全体で地域活性化のほか環境課題、社会課題などサステナビリティに関する事項を幅広く議論する。委員会は定期的に開催し検討結果を取締役に報告する。経営企画部を統括部署としたサステナビリティ推進室が同委員会の指示・監督の下、組織を横断してサステナビリティへの取り組みを統括する。

PIFの実務体制は下図の通りである。インパクト評価は通常の融資審査とは切り離れた判断が必要となるため、事業支援部とは別のラインである法人営業部法人コンサルティンググループが実施する。同グループのサステナビリティ推進担当が営業店と連携してインパクト評価のための情報を収集・分析してPIF案件を起案する。サステナビリティ審査担当は必要に応じて取引先へヒアリングを実施してインパクト評価の妥当性を検証する。PIF実行後の年次モニタリングでは営業店とサステナビリティ推進担当が取引先

株式会社格付投資情報センター

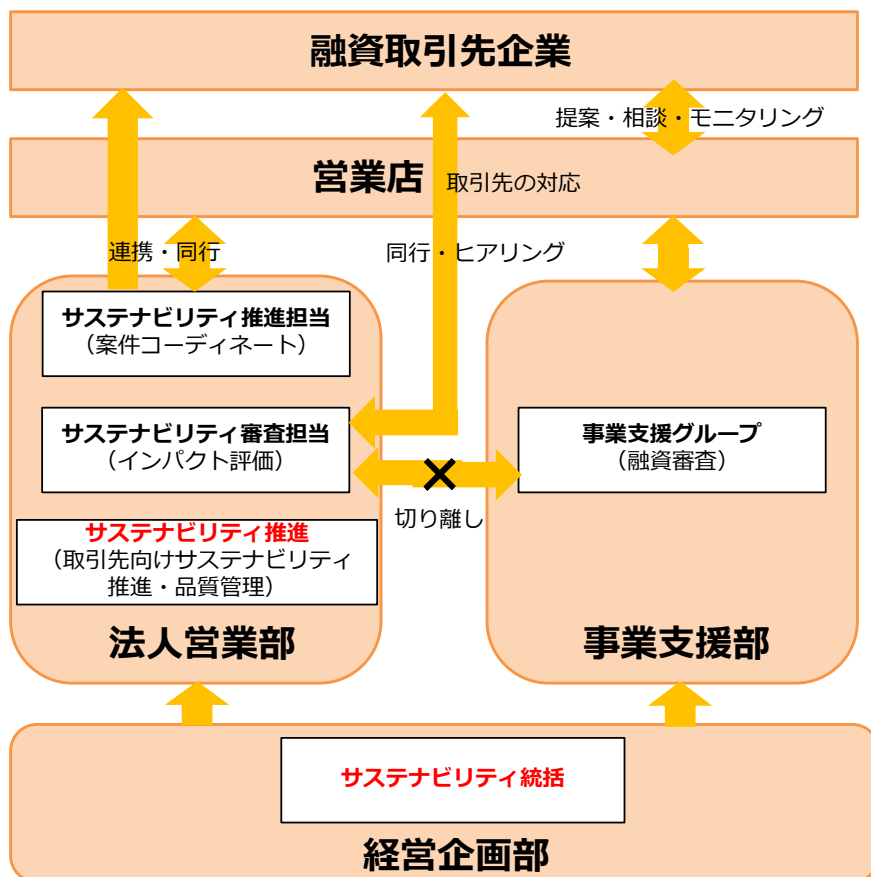
Copyright(C) 2022 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地テラススクエア（お問い合わせ）マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL 03-6273-7471  
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、適合以外の事柄につき意見を表明するのではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

に対してインパクトと KPI の達成状況の資料入手・ヒアリングを実施し、サステナビリティ審査担当が達成状況を確認する。

名古屋銀行は年に 1 度 PIF 実施体制の外部評価を取得し、サステナビリティ推進担当とサステナビリティ審査担当は必要に応じて体制の是正を図り、実施状況をサステナビリティ委員会に報告する。経営企画部のサステナビリティ推進室は PIF 実施体制全体を統括する。

#### ■実務体制図



[出所：名古屋銀行]

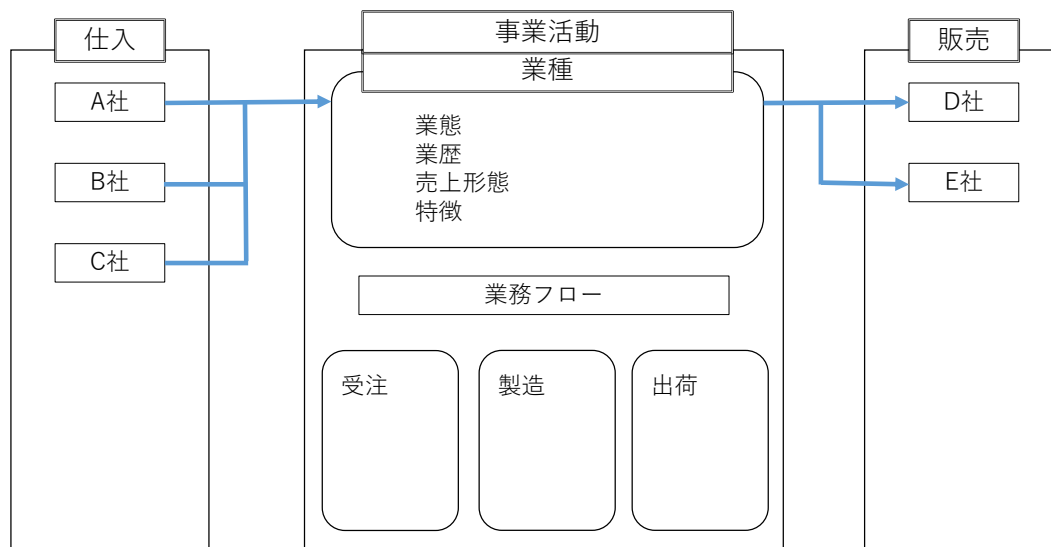
### (3)業務プロセス

#### ① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち事業性評価を実施する。評価対象企業の仕入先、事業活動、販売先などの関係を把握できる「ビジネスモデル俯瞰図」を作成して、取引先のサステナビリティに対する考え方をバリューチェーンの川上から川下まで幅広くヒアリングする。UNEP FI が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会、環境、経済）を網羅する 22 のインパクトカテゴリ（インパクトレーダー）を参照して、取引先の活動が及ぼす直接的な影響だけでなく間接的な影響を含めて関連するインパクトカテゴリを正負に分けて洗い出す。

国際目線を確認するために UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いてインパクトレーダーと国際標準産業分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べる。評価対象企業だけでなく仕入先、販売先、外注先の事業も含めて業績に影響が大きいと考えられる事業の ISIC 等に関して、インパクトカテゴリ（正/負）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。マッピング結果が事業性評価に基づき洗い出したインパクトと整合しない場合には、ビジネスモデル俯瞰図上で見落としがなかったか、あるいは業種分類が適切であったかを確認する。両者に相違点がある場合にはその理由の妥当性確認する。

■ ビジネスモデル俯瞰図（イメージ）



[出所：名古屋銀行の資料より R&I 作成]

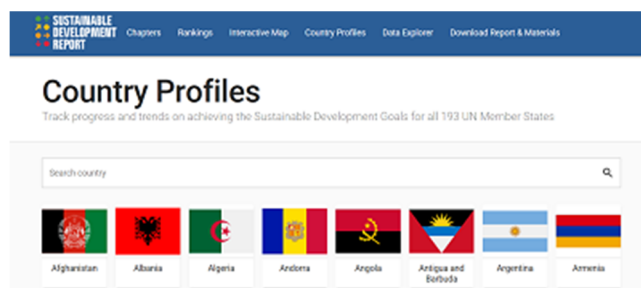
各事業の対象となる国・地域におけるインパクトニーズを確認する。日本国内の活動については環境省が策定した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に示されたインパクトニーズ特定図を参照してニーズを確認する。海外への影響度が高い取引先については持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が公表する「持続可能な開発レポート」（旧称：SDG インデックス&ダッシュボード）に掲載される各国のSDGダッシュボードを踏まえてニーズを確認する。

■ インパクトリーダー



[出所：UNEP FI]

■ SDGダッシュボード（検索画面）



[出所：SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクトカテゴリにおいて、国際基準、業種比較、取引先の過去の事業活動と将来ビジョンを踏まえて、取引先の取り組みの促進・進捗状況をモニタリングするための KPI（重要業績評価目標）と目標値を設定する。目標設定に際しては、インパクトカテゴリとの関連性、実現可能性を検討する。特に将来ビジョンを勘案した意欲的な KPI についても検討する。

インパクト、KPI、目標値を設定する過程で取引先との情報共有を随時実施する。インパクトカテゴリの内容、外部環境の状況、取引先の将来ビジョンなどを踏まえて数値目標の設定が適切でな

い場合には、定性的な目標設定を検討する。

最終的に名古屋銀行の「サステナビリティに関する基本方針」や同行の価値創造プロセスに示す社会課題に照らしてインパクトと KPI を決定する。

### ③ モニタリング

取引先のインパクトと KPI について最低年 1 回モニタリングを実施する。年次のモニタリングでは取引先からインパクトに関する所定の報告書を取得してヒアリングを実施する。報告書の内容を精査し、必要に応じてインパクトと KPI の変更を検討する。変更する場合には当初と同様のプロセスでインパクト評価を実施する。

## 2. 適合性の評価

名古屋銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスをめぐりポジティブインパクトファイナンスとして文書化（非公開）している。R&I は名古屋銀行が提供した文書とそれに関連する情報、同行のウェブサイトなどを閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して既存の取引先への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、文書化された業務プロセスが PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

### 原則 1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクトビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。

- インパクトの特定にインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトの考え方に基づき開発されたツールである。名古屋銀行はインパクトレーダーの利用にあたりビジネスモデル俯瞰図を作成する。これにより企業中心の視点から、持続可能な開発において一体不可分な 3 つの側面「社会（人）」「環境（地球）」「経済（繁栄）」を全体として捉える視点に切り替える。
- 業務プロセスに PIF の目的である取引先のポジティブインパクトビジネスを定義した上で、事業性評価に基づくインパクトカテゴリの洗い出し結果と UNEP FI が提供するインパクトマッピングの相違点を確認する工程を組み込んでいる。

### 原則 2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融资対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトを特定する方法は上述の通り UNEP FI が提供するツール「インパクトレーダー」「インパクトマッピング」を活用して国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDG ダッシュボードなどのツールを活用して的確に把握する。ビジネスモデル俯瞰図でバリューチェーン上の事業を把握して、インパクトカテゴリへの影響と地域のインパクトニーズの分析対象に入れている。
- 名古屋銀行が考える社会課題に照らしてインパクトを特定し、KPI と目標値を設定する。事後 KPI をモニタリングするプロセスがある（原則 4 参照）。
- インパクト分析と統合的な ESG リスク管理は確立していないが、ビジネスモデル俯瞰図を介して事業性評価とインパクト分析につながりができている。キャッシュフローの変動とステークホルダーへの影響の共通要因や相互の関連性に着眼することが期待される。TCFD へは計画に基づいて対応する予定。



- インパクト評価は法人営業部のサステナビリティ推進担当とサステナビリティ審査担当が知見を共有して継続的に開発を進める。法人営業部は「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」の開発・運営などを通してサステナビリティファイナンスのノウハウを獲得している。審査担当は事業性評価の審査経験が豊富で、資金の流れや価格・貸金・金利・為替などの変動要因への洞察力が包括的なインパクト分析に生かされる。名古屋銀行は営業店でSDGs宣言策定支援コンサルティングを実施するなど全社的にSDGsへの対応を推進しており、この知見を生かしてPIFの業務管理体制を強化していく。
- 事業性評価で用いるビジネス俯瞰図をインパクト評価の出発点に置くことにより、これまで蓄積してきた知見を有効に活用する。業務プロセスには、インパクトレーダーを用いるときの注意点など評価上の要点を盛り込んだチェックシート、インパクトマッピングやインパクトニーズ調査の手順書、調査結果をまとめる帳票——などを整備して、業務の一貫性を確保するとともに知見の蓄積を進める。
- 融資業務全体で見れば、営業店、事業支援部、法人営業部、経営企画部サステナビリティ推進室との連携により既存業務の枠組みの中でPIFを効率よく運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるために、PIF個別案件の取扱可否の決裁は融資審査とは切り離す運用としている。
- PIFの実施体制は少なくとも年に1回、PIFの方針・戦略・体制、顧客のニーズ、実務上の課題、国際的な動向の観点から見直しを実施し、必要に応じて内容を更新する。

### 原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則1に関連）
- 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則2に関連）
- 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則4に関連）。

- 名古屋銀行は融資実行前に取引先に対して特定したインパクト、KPI、SDGsへの整合性を記載した評価書を提示するとともに、取引先が合意できる範囲でPIFの実施概要をプレスリリースする。インパクト評価の実施状況については独立した評価機関から意見書を取得し、取引先と共有する。評価機関がファイナンスの実施概要を記載した意見書を公表する。
- PIFの体制と業務プロセスに関してはR&Iが独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるようにKPIの設定において数値目標の設定に努める。名古屋銀行は可能な限り取引先にKPIの開示を求めていく。

### 原則4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 年次のモニタリングでは取引先からインパクトに関する所定の報告書を取得してヒアリングを実施する。報告書の内容を精査し、必要に応じてインパクトとKPIの変更を検討する。変更する場合には当初と同様のプロセスでインパクト評価を実施する。名古屋銀行はビジネスマッチングなどの活用を含めて取引先の目標達成をサポートする。
- 地域金融の事業特性や名古屋銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的な取引先の事業変化を支援するような融資が多くなると想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測るのは難しい。名古屋銀行はKPIを設定する際に、取引先の将来ビジョンを勘案した意欲的なKPIも検討することとし、できる限り追加性を意識できる業務プロセスになっている。

以上

**【留意事項】**

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。